（都市計画協力団体の市町村による援助への協力）

第七十五条の十　都市計画協力団体は、市町村から都市再生特別措置法第百九条の五第二項の規定による協力の要請を受けたときは、当該要請に応じ、低未利用土地（同法第四十六条第十七項に規定する低未利用土地をいう。）の利用の方法に関する提案又はその方法に関する知識を有する者の派遣に関し協力するものとする。

（建築基準法の一部改正）

第三条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第二号中「高架の道路その他の道路であつて自動車の沿道への出入りができない構造のものとして政令で定める基準に該当するもの（第四十四条第一項第三号において「特定高架道路等」という。）で、」を削り、「同号において同じ。）内のもの」を「）内の道路」に改める。

第四十四条第一項第三号中「地区計画の区域内の自動車のみの交通の用に供する道路又は特定高架道路等」を「第四十三条第一項第二号の道路」に改め、「当該」の下に「道路に係る」を加える。

（都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正）

第四条　都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第百五条の二の規定による誘導施設整備区が事業計画において定められている土地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種類及び規模等が政令で定める基準に適合するものを施行する個人施行者、土地区画整理組合又は区画整理会社に対する当該土地区画整理事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け

第一条第五項中「第三号」を「第四号」に改め、同条第六項中「（平成十四年法律第二十二号）」を削る。

第二条第五項の表の一の項から三の項までの規定中「第三号」を「第四号」に改め、同表の四の項中「前条第四項第四号」を「前条第四項第五号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）

2　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

3　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（首都直下地震対策特別措置法の一部改正）

4　首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「第十九条の十三第一項」を「第十九条の十五第一項」に、「第十九条の十五から第十九条の十八まで」を「第十九条の十七から第十九条の二十まで」に、「第十九条の十五第一項」を「第十九条の十七第一項」に、「第十九条の十三第二項第二号」を「第十九条の十五第二項第二号」に、「第十九条の十三第五項」を「第十九条の十五第五項」に、「第十九条の十六第一項」を「第十九条の十八第一項」に、「第十九条の十七第一項」を「第十九条の十九第一項」に、「第十九条の十八第一項」を「第十九条の二十第一項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　石井　啓一

省　令

○厚生労働省令第六十一号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十四条の二第三項及び第五項の規定に基づき、機械等検定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月二十五日

厚生労働大臣　加藤　勝信

機械等検定規則の一部を改正する省令

機械等検定規則（昭和四十七年労働省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「作動試験用のプレス機械若しくはシャー（ポジティブクラッチ付きのものを除く。）」を削り、「作動試験機」の下に「、作動試験用のプレス機械若しくはシャー（ポジティブクラッチ付きのものを除く。）」を加え、「振動試験設備、加速度測定設備、防じん試験設備」を「防じん試験設備、振動試験設備、加速度測定設備」に、「二酸化炭素濃度上昇値試験設備、排気弁の作動気密試験設備、漏れ率試験設備、ぬれ抵抗試験設備、面体の気密試験設備、公称稼働時間試験設備又は騒音試験設備」を「排気弁の作動気密試験設備、二酸化炭素濃度上昇値試験設備、騒音試験設備、漏れ率試験設備、ぬれ抵抗試験設備、面体の気密試験設備又は公称稼働時間試験設備」に改める。

第十四条中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同条第一号中「ろ過材の取替えができるもの（以下「取替え式のもの」という。）」を「取替え式のものであつて、吸気補助具付きのもの以外のもの」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　令第十四条の二第五号の防じんマスクのうち、ろ過材の取替えができるもの（以下「取替え式のもの」という。）であつて、吸気補助具が付いているもの（以下「吸気補助具付きのもの」という。）で、かつ、吸気補助具が分離できるもの　吸気補助具、ろ過材及び面体

二　令第十四条の二第五号の防じんマスクのうち、吸気補助具付きのもので、かつ、吸気補助具が分離できないもの　ろ過材及び面体

別表第二令第十四条の二第五号に掲げる機械等の項を次のように改める。

令第十四条の二第五号に掲げる機械等	一　粒子捕集効率測定設備 二　通気抵抗試験設備 三　排気弁を有するものにあつては、排気弁の作動気密試験設備 四　二酸化炭素濃度上昇値試験設備 五　吸気補助具付きのものにあつては、騒音試験設備 六　使い捨て式のものにあつては、漏れ率試験設備及びぬれ抵抗試験設備